

大野第5駐輪場民営化の 管理運営に関する企画提案募集要項

1. 趣旨

市川市では市営の自転車等駐車場（以下「駐輪場」という）の設置について市有地の活用だけでなく、国有地や民有地についても賃貸借契約などで用地の確保をしつつ、効率的なサービス提供を目指して取り組んでいます。

駐輪場は定期使用と1回使用、時間使用といった利用形態により通勤や通学・買い物等の手段として利用されております。

現在、駐輪場利用形態の再編や経営手法の見直しが課題の一つとなっております。駐輪場運営に関しては市場性のある事業ということから、民間事業者のノウハウや創意工夫等を活用することで、サービスや業務効率の向上、地域の活性化等に寄与することを目的とした駐輪場の民営化にあたり、公募型プロポーザルを実施いたします。

2. 目的

大野第5駐輪場の民営化により、近年の多様化するニーズに対応した、きめ細かいサービスを提供することで、駐輪場利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

3. 事業を行う施設の概要

名称	大野第5駐輪場
所在地	市川市大野町2丁目271番地 ※別紙1参照
敷地・延べ面積	敷地、延べ面積 約 174.43 m ² (駐輪場用地)
施設	市営駐輪場
整備時期	令和6年4月以降民間駐輪場供用開始予定 ※ただし、事業の開始時期は協議による。

4. 事業期間

用地貸付期間は貸付開始日より5年を上限とする。(期間終了時、協議により延長可)

5. 用地の貸付等について

■用地の貸付

本市が運営事業者に貸付けます。

■用地の貸付料

【参考】年額 600,000円程度

※貸付料の額は現時点で試算した参考額であり、正式には運営事業者が決定した後に、駐輪場用地であることを踏まえ、算定し、協議いたします。

6. 駐輪場民営事業について（特記事項）

- 1) 使用料金の設定については、不特定多数の者が公平に利用できる料金体系で付近の市営を含む駐輪場の料金に比して、著しく均衡を失しないものとする。
- 2) キャッシュレス決済を可能な範囲で導入すること。
- 3) 騒音対策、ゴミ処分など周辺環境に十分に配慮すること。

7. 法令などの遵守、手続き、適用

運営にあたっては関係法令等を遵守し、必要な手続きを民間事業者において行うこと。

8. スケジュール

- | | |
|--------------|--------------|
| 1) 募集要項の公表 | 令和5年10月12日 |
| 2) 質問書受付 | 令和5年10月17日まで |
| 3) 質問書回答 | 令和5年10月23日頃 |
| 4) 応募申請書受付 | 令和5年10月25日まで |
| 5) 1次審査結果通知 | 令和5年10月31日頃 |
| 6) 提案書受付 | 令和5年11月14日まで |
| 7) 民間事業者選定 | 令和5年11月24日 |
| 8) 審査結果通知・公表 | 令和5年12月上旬頃 |
| 9) 貸付契約締結 | 令和5年12月頃 |

9. 応募資格

駐輪場の運営に意欲のある法人又は複数の法人等により構成されるグループ。ただし、市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」、「暴力団員など」は参加できません。

10. 応募にあたり提案いただく内容

- 1) 駐輪場事業に関する事業運営の概要
- 2) 駐輪場の魅力向上のための取組みに関する提案
- 3) 提案内容の収支、スケジュール等の具体的計画
- 4) その他、市への提案事項

11. 応募申請書、提案書提出期限・提出部数

提出期限：応募申請書 令和5年10月25日まで

提案書 令和5年11月14日まで

(平日8時45分から17時15分まで)

提出方法：「14. 応募書類作成上の留意事項」を確認し必要書類を郵送または持参すること
(E-mail、FAXは不可)

提出場所：市川市道路交通部交通計画課

〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号(第2庁舎2階)

質問方法：募集に関する質問は、様式1の質問票を添付したメールにて受け付けます。

※現地見学を希望する場合は、管理者や利用者への迷惑行為を避け、節度ある形で見学を各事業者で必要に応じて行ってください。(任意)

12. 1次審査について

【応募書類について】

(1)基本事項

提出部数：A4サイズ 2部

提出書類：A4縦ファイル(左側に2穴)に応募企業名を記載し、下記書類を綴ってください。

(2)応募申請書

①	応募登録申込書	様式2	
②	誓約書	様式3	
③	役員名簿	様式4	
④	委任状	様式5	※1

(3)添付書類

①	定款、規約、または寄附行為の写し		※2
②	現在事項証明書		※2
③	法人の概要書（パンフレット可）	様式自由	※2
④	財務諸表 直近3事業年度分 （損益計算書及び貸借対照表など）	様式自由	※2
⑤	未納の税額がないことの証明として、納税証明書（国税、都道府県民税、市町村税）直近3事業年度分		※2
⑥	提案概要書	様式6	

※1 グループで申し込む場合のみ提出してください。

※2 グループで申し込む場合、すべての構成員について提出してください。

【審査について】書類審査

応募者が多数の場合等は、応募申請書と提案概要書に基づく書類審査を行い、5者以内に絞り込みます。提案概要書には、下記、審査視点のポイントを考慮して、各項目の概要を記載してください。

■ 審査視点のポイント

①事業実績

- ・同種、類似の実績があるか。

②事業コンセプト

- ・経験と実績が活かされた提案であるか。
- ・集客が見込まれるか。

③施設利用計画

- ・駐輪場用地をどのように利用するのか。
- ・駐輪場を有効利用する計画であるか。
- ・悪臭、騒音、夜間の照明等の配慮がなされているか。
- ・公序良俗に反するような利用形態となっていないか。

④事業収支

- ・収支計画に確実性があるか。

13. 2次審査について

【提案書の提出について】

(1) 基本事項

提出部数：A3サイズ 7部（片面印刷10枚以内）

様式：A3横ファイル（左側に2穴）に下記提出書類を綴ってください。

提出データ CD-R（2枚）

形式：PDF

留意事項：企画提案内容が、本募集要項の趣旨に沿っていることが確認できるように記載してください。

(2) 提案書に含める内容

①表紙・目次

②全体コンセプト提案の趣旨・事業実績、駐輪場に配慮した事項

③提案する管理・運営業務の具体的な内容、提供サービス

④業務実施体制、グループの場合は法人の役割分担と責任範囲

⑤業務実施上の工夫、施設の管理・運営のリスクに対する備え

⑥想定契約年の事業収支計画書（企画段階の使用料を含む）（例：3年、5年など）

⑦経費内訳書、事業者の管理・運営経費等の内訳

⑧収益還元の見え方・方法、利用者サービスへの還元など

⑨地域や駐輪場のイメージアップに資する提案

※必要に応じ、図表、イラスト、写真等で説明してください。

【審査について】プレゼンテーション審査

提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、選定委員会が審査します。提出いただいた提案書に基づいて、応募者が市の選定委員会に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行います。時間は、説明15分質疑15分準備片付け10分の合計40分です。マイク、音響、プロジェクターは市で用意し、パソコンその他を使用する場合には応募者が持参することとします。詳細はお問い合わせください。

■ 審査視点のポイント

①事業コンセプト

- ・民間活力としてのメリット（キャッシュレス、集客力、経験と実績など）が活かされた提案であるか。
- ・使用料金の設定（不特定多数の者が公平に利用できる料金体系で付近の市営を含む駐輪場に比して、著しく均衡を失しないもの）
- ・将来的に他の駐輪場民営化へ期待できる事業となっているか。

②施設利用計画

- ・駐輪場を有効利用する計画であるか。
- ・ゴミ処分、悪臭、騒音、夜間の照明等の配慮がなされているか。
- ・公序良俗に反するような利用形態となっていないか。

③事業計画

- ・管理運営体制に確実性が見込めるか。
- ・提案事業に関する同種、類似の実績があるか。
- ・施設計画（スケジュールなど）に無理はないか。

④総合評価

- ・上記、審査項目以外の視点を含め、将来にわたり地域や駐輪場のイメージアップや地域活性化に資する計画として、総合的に評価できる提案であるか。

■ 審査方法

- (1)優先交渉権利者の選定は、市内部に設置する選定委員会において行います。
- (2)2次審査の対象者は、選定委員会において提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリングを受けていただきます。
- (3)選定委員会委員は100点満点で採点を行い、選定は審査基準に基づき総合的に審査し、本事業を最も適切に実施できると認める者を優先交渉権者とし、また、次点候補者も併せて選定します。なお、選定委員会委員による採点の平均が60点を下回った場合は失格となります。
- (4)選定委員会の開催について、具体的な日時や場所は別途お知らせします。

14. 応募書類作成上の留意事項

以下の項目に留意して各応募書類を作成すること。

- 1) 応募書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- 2) 応募書類で使用する文字の大きさについては、10.5ポイント以上とする。
- 3) 本市が受領した書類等は返却しない。
- 4) 応募書類について、市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第8条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選考期間中においては、同条例第8条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- 5) 関係法令、条例を遵守した内容とすること。
- 6) 応募に要する費用は参加事業者の負担とします。
- 7) 締め切り後の記載内容の変更は不可とします。
- 8) 優先交渉権利者として選考された者の提案書等について、プレゼンテーションの公正性、透明性及び客観性を確保する必要があると認められた場合、申請者の許可を得て公表することがある。

15. 募集・選定に関する留意事項

- 1) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消す場合があります。
 - ①応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ②応募資格を満たしていないことが発覚した場合
 - ③著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合
- 2) 次点候補者は、その地位を優先交渉権者との協定締結が行われるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者と合意に至らなかったとき、または優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとします。
- 3) 優先交渉権者の提案は実施することとしますが、市が実施困難と判断した場合には修正等をしていただきます。

16. 審査結果通知

審査結果の通知は、決定後速やかに行います。

17. 市との契約締結

候補者は、市との協議を経て、市と本要項及び提案内容に基づき用地貸付契約書を締結します。

18. 問い合わせ先

〒272-8501

千葉県市川市南八幡2-20-2 市川市役所第2庁舎

市川市道路交通部交通計画課 駐輪・駐車施設担当

電話番号 047-712-6342 FAX 047-712-6343 担当：菅澤・野崎

メールアドレス：kotsukeikaku@city.ichikawa.lg.jp